産業財産権取得支援事業補助金　申請確認シート（申請時には、このシートも提出のこと）

|  |  |
| --- | --- |
| 会社（団体）名 |  |
| 担　当　者 |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

取得認証の名称（該当する箇所に○をご記入ください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特許権 | 実用新案権 | 意匠権 | 商標権 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者は、以下の項目に該当していますか？ | チェック欄 |
| 中小企業基本法に規定される中小企業者 である。　　　　確認⇒　2ページ |  |
| 所在地 | 法人 | 区内に本社があり、引き続き１年以上区内で事業を営んでいる。確認⇒　履歴事項全部証明書の本店所在地と会社成立年月日 |  |
| 個人 | 区内に住所があり、引き続き1年以上区内で事業を営んでいる。確認⇒開業届の所在地と開業年月日、 |  |
| 税 | 法人 | 納期の到来している法人事業税・法人都民税を滞納していない。確認⇒　納税証明書（港都税事務所発行） |  |
| 個人 | 納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していない。確認⇒　納税証明書（港区役所発行） |  |
| 産業財産権の出願を終了している。 |  |
| 補助金申請時点で産業財産権の登録は受けていない。 |  |
| 同一の産業財産権で他の公的機関から補助金を受けていない。 |  |
| 過去に区の同種の産業財産権の補助金を受けていない。例：過去に特許権の補助金を受けた場合、別の特許権の申請はできません。（別種の産業財産権も同様）例：過去に特許権の補助金を受けた場合、商標権等の申請は可能です。 |  |
| ◎以上のすべての項目に間違いなく該当し、今年度中に実績報告書提出します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　チェック欄に確認 |  |
| 上記の項目にすべて該当した上で、申請時には下記の必要書類を用意して下さい。 |
| 必要書類一覧（すべて用意します。） | チェック欄 | 区使用欄 |
| 同意書 |  |  |  |
| 港区産業財産権取得支援事業補助金交付申請書（第１号様式） |  |  |  |
| 事業計画書（第２号様式） |  |  |  |
| 収支計画書（第３号様式） |  |  |  |
| 産業財産権取得に必要な経費の見積書 |  |  |  |
| 弁理士等委託契約書の写し　※弁理士等と委託契約をした場合のみ |  |  |  |
| 納税証明書（法人：法人都民税と法人事業税（**港都税事務所**発行））（港区民）特別区民税・都民税（**港区役所**発行）（港区民以外）特別区民税・都民税 事業所課税（**港区役所**発行） |  |  |  |
| 法人：履歴事項全部証明書の写し※3ヶ月以内発行のもの　個人事業主：開業届 |  |  |  |
| 産業財産権の概要・明細書（特許庁へ提出した書類の写し） |  |  |  |

補助金を申請できる中小企業について

業種分類

中小企業基本法の定義

製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は

常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

卸売業

資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は

常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

小売業

資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

サービス業

資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社

常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

対象となる会社形態

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人　等

対象とならない会社形態

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人　等

使用する印について

申請書、報告書、請求書に使用する印はすべて同一の印を使用してください。

代表者印　見本

法　　　　人　：　法務局に登記している印（法人の代表者印）

個人事業者　：　市区町村に登録している印

　　　※会社印のみでは申請できません。必ず代表者印が必要です。

申請書の代表者欄の記載方法について

　　必ず代表者の肩書を記載してください。氏名のみでは受付できません。（個人事業主は除く）

　　　　　　(例) 代表取締役　　港　　　麻子 （登記簿謄本で肩書を確認のこと）